

令和8年度 後期 授業料減免申請について

本学には、①世帯収入や資産の要件を満たしていること（家計基準）、②本学で学ぶ意欲がある学生であること（学力基準）、の2つの要件を満たす学部生、大学院生で、留年していない者（病気や災害等のやむを得ない事情による留年を除く）を対象に授業料の全額または一部を免除する制度（減免制度）があります。

▶ 1 高等教育の修学支援新制度 【学部生】

（1）制度の概要

日本学生支援機構の給付奨学金と国の授業料等減免（多子世帯の減免含む）をセットにした、国の制度です。給付型奨学金の支援区分に応じ、授業料と入学金の減免（多子世帯の減免含む）を受けることができます（入学金の減免は1年次前期の申請のみ）。

＜多子世帯以外の場合＞

支援区分の名称	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
授業料等免除額	全額免除	3分の2免除	3分の1免除

＜多子世帯の場合＞ ※多子世帯：生計維持者（原則、父母）が子供を3人以上扶養する世帯

支援区分の名称	第Ⅰ区分 (多子)	第Ⅱ区分 (多子)	第Ⅲ区分 (多子)	第Ⅳ区分 (多子)	多子世帯区分
授業料等免除額	全 額 免 除				

（2）制度の対象者

給付奨学生として採用された学生（休停止中除く）が支援を受けることができます。給付奨学生の受給資格がない学生（大学院生、高卒後2年以上経過後に入学した学部生、過去に給付奨学金を満期受給した学部生等）は対象外です。申請者のうち、家計基準・学力基準ともに該当する学部生が、この制度により支援を受けることができます。

次のページへ続きます

(3) 申請方法

日本学生支援機構の給付奨学金を申し込むことで、この制度による授業料減免を申請したものとなります。現在給付奨学生ではない場合は、給付奨学金を申し込んでください。すでに給付奨学生である場合は申請不要です。

※すでに給付奨学生である場合、毎年1回、世帯の収入等が日本学生支援機構によって見直しされ、結果によっては、支援区分（第○区分、第○区分（多子）、多子世帯区分）が変わることもあります。（「適格認定（家計）」）見直しの結果は10月から適用され、その見直された支援区分に基づき、後期の授業料の減免額が決定します。世帯の収入等の変動によるため、必ず前の学期と同じ支援区分および減免額になるとは限りません。

※給付奨学生として採用されれば、「停止」とならない限り、在籍報告（毎年4月）を提出することにより、卒業まで支援が継続します。

(4) 申請期間

教務学生課で個別に説明を受け、書類を受け取って手続きします。

個別説明期間 令和8年9月1日（火）～10月2日（金）17時

詳しくは、令和8年9月1日（火）にキャンパスメイトで掲載した、「日本学生支援機構奨学金の在学採用（二次採用）募集について」を確認してください。



次のページへ続きます

▶ 2 青森県立保健大学独自減免制度 【学部生、大学院生】

(1) 制度の概要

本学独自の減免制度です。授業料の支援金額は修学支援新制度と同じですが、修学支援新制度と異なり、多子世帯区分はありません。審査の結果、基準を満たした場合は、算定基準額に応じて、大学の予算の範囲内で、授業料免除を受けることができます。

支援区分の名称	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
授業料免除額	全額免除	3分の2免除	3分の1免除	4分の1免除

(2) 制度の対象者

次のいずれかに該当し、家計基準・学力基準ともに該当する学部生及び大学院生が、この制度による支援を受けることができます。

- ① 日本学生支援機構の給付奨学金と同時に申請して不採用になった学生※
- ② 日本学生支援機構の給付奨学金の受給資格がない学生（大学院生、高卒後2年以上経過後に入学した学部生、過去に給付奨学金を満期受給した学部生 等）
- ③ 日本学生支援機構の給付奨学生だが、休停止中の学生

※①は、過去に不採用ではなく、同時に申し込んだ給付奨学金が不採用になった学生を指します。▶ 3の注意書きも参考にしてください。

(3) 申請方法及び申請期間

「ガクシー」を通じてオンラインで申請してください。ガクシー操作マニュアルを確認し、進めてください。日本学生支援機構の手続きとは異なります。

申請期間 令和8年9月1日（火）～令和8年10月2日（金）



(4) 奨学金等の申請義務

合理的な理由なく給付奨学金を申請しない者は、授業料の減免は認められません。現在給付奨学生でない場合、給付奨学金を申し込んでください。その上で、大学独自減免も申請できます。給付奨学金に申込みできない学生（上記（2）②③）は、日本学生支援機構の貸与奨学金又は何らかの奨学金を受給中又は申請予定であることが必要です。

次のページへ続きます

▶ 3 令和8年度後期 早見表 【高等教育の修学支援新制度、大学独自減免制度共通】

授業料減免を希望する学生は、次の早見表を活用してください。

あなたは… ↓	修学支援新制度の申請	大学独自減免の申請	備考
給付奨学生（休停止ではない）	不要	不要	
給付奨学金をこれから申し込む	必要 給付奨学金を申請	申請可能 ガクシーで申請	両方申請⇒どちらか一方で採用（または両方不採用）※注
休停止中の給付奨学生		必要 ガクシーで申請	休停止状況はスカラネットパーソナルで確認
給付奨学金の受給資格なし		必要 ガクシーで申請	▶ 2（2）②③の者

※注）高等教育の修学支援新制度（給付奨学金）、大学独自減免制度の両方を申請できませんが、採用されるのはどちらか一方（または両方不採用）です。両方同じ時期に募集するため、「給付奨学金が不採用だと分かった後に、大学独自減免を申し込む」ことはできません。どちらで採用になるか不安な場合は、両方とも申し込んでください。

▶ 4 その他【高等教育の修学支援新制度、大学独自減免制度共通】

- (1) 申請内容に虚偽の記載があったときは、減免等の額を変更、もしくは減免等の決定を取り消すものとします。また、提出書類の記入内容が故意に事実と相違している場合は、減免申請を取り消すとともに、以後、一切の減免申請を受け付けません。
- (2) 令和8年12月中旬（予定）に申請者本人に対し、審査結果をガクシーで通知します。修学支援新制度（給付奨学金）でも、独自減免制度でも、先にガクシーで通知します。（※給付奨学金の申込み自体は、ガクシーではできません）ガクシー未登録の場合、招待メールを送りますので申し出てください。給付奨学生として採用された場合は、奨学生証も配付します。
- (3) 授業料の減免を申請した場合、減免の審査結果が出るまで、後期の授業料の引き落としはありません。審査結果通知後、全額免除者を除き、審査結果通知に記載した金額を口座振替（自動引落）します。口座振替予定日（12月28日（月））の1営業日前までに、大学に届出した預貯金口座に入金し、残高不足にならないようご注意ください。

青森県立保健大学教務学生課 授業料等減免担当

電話 017-765-2007

メール gakusei_shoumei@ms.auhw.ac.jp

※ガクシーのチャットからの質問も受け付けます。